建設水道常任委員会

令和７年３月１３日午前９時００分から第１会議室で開かれた。

１．出席委員

◎小城　世督	○井上　卓也	齋藤　文夫
伴　　吉晴	横田　敏文	木澤　正男
中川　議長		

２．理事者出席者

町長	中西　和夫	副町長	加藤　惠三
総務部長	西巻　昭男	都市建設部長	上田　俊雄
建設農林課長	手塚　　仁	同課長補佐	田中　弘二
同課長補佐	乾　　裕貴	都市創生課長	福居　哲也
同課長補佐	上田　和弘	同課長補佐	田口三十士
同課長補佐	竹山　　潔	上下水道課長	岡村　智生
同課長補佐	平本　吉男	同係長	松尾　一樹
同係長	廣瀬　善弘		

３．会議の書記

議会事務局長	福田　善行	同係長	吉川　也子

４．審査事項

別紙のとおり

開会（午前９時００分）
署名委員　　横田委員、木澤委員

委員長　おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。
初めに、町長の挨拶をお受けします。
中西町長。

町　長　（　町長挨拶　）

委員長　最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、横田委員、木澤委員のおふたりを指名いたします。おふたりには、よろしくお願いいたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。
初めに、本会議からの付託議案についてであります。
１．付託議案、（１）議案第１１号　斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
理事者の説明を求めます。　岡村上下水道課長。

上下水道課長　おはようございます。
それでは、議案第１１号　斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。
はじめに議案書を朗読いたします。

（　議案書朗読　）

上下水道課長　それでは、議案をご説明申しあげます。
本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきま

す、よろしくお願いいたします。議案書末尾「斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例（要旨）」をご覧ください。

下水道法施行令の一部を改正する政令により、令和７年４月１日から、公共下水道及び流域下水道から放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が改正されることから、本条例について所要の改正を行うものであります。

１．主な改正内容でございますが、除害施設等の設置に係る基準の改正、除害施設を設けるべき汚水の基準中、大腸菌群数を大腸菌数に改めます。

２．施行期日は令和７年４月１日から施行します。

以上、議案第１１号　斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。　木澤委員。

木澤委員　大腸菌群数が大腸菌数に変わるということで、条例改正についてはこれだけなんでしょうけど、基準の改正ってどういう内容だったんでしょうか。

委員長　岡村上下水道課長。

上下水道課長　今回、下水道法令の第６条の１項、第２項において、公共下水道及び流域下水道から放流水に含まれる大腸菌群数にかかる基準が定められていますが、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を確定することが可能になりましたことから、環境基本法等の大腸菌群数にかかる関係法令が、大腸菌数にかかる基準に変更されたことを踏まえまして、放流水に含まれる大腸菌数にかかる基準に改正することになったものであります。

木澤委員　具体的になんか数値が変わったとかいうことではないんですね。

上下水道課長　もともと旧基準は大腸菌群数が１㎤あたり３千個以下という表記でございましたが、新基準、大腸菌数は１mlあたり８００コロニー形成単位以下というこ

とになっております。

委員長　ほかにございませんか。

（　な　　し　）

委員長　これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。
本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。
よって、議案第１１号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、（２）議案第１２号　斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
理事者の説明を求めます。　手塚建設農林課長。

建設農林課長　それでは、議案第１２号　斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。
最初に議案書を朗読させていただきます。

（　議案書朗読　）

建設農林課長　本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは、議案書末尾、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例（要旨）

をご覧いただきたいと思います。

今回の改正は正隆寺団地の用途廃止に伴い、町営住宅から正隆寺団地を削ります。

１．改正内容、正隆寺団地の用途廃止に伴い、町営住宅から正隆寺団地を削るという改正でございます。

２．施行期日、令和７年４月１日から施行いたします。

以上、議案第１２号　斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長　説明が終わりましたので、質疑をお受けします。　中川議長。

議　長　これって新年度からしか条例改正でけへんのかな。なくなったらすぐに削るっていうことはでけへんの。もうこれだいぶ前やな、なくなったん、木のうたの向こう側やんな、ちゃうん。これやっぱり年度変わるところまで置いとかなあかんのかな。

委員長　手塚建設農林課長。

建設農林課長　実際に４月中旬に所有権移転が完了してますので、次の議会でも良かったんですけれども、ちょっとこの時期になって申し訳ございませんでした。

委員長　ほかにございませんか。

（　な　　し　）

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。

よって、議案第１２号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第１３号　斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。この議案第１３号については、お手元に配布しておりますように、町から議案訂正の申し出が議長に提出されております。

議案の審議に入ります前に、まず議案の訂正について理事者から説明をいただきたいと思います。

理事者の説明を求めます。　上田都市建設部長。

都市建設部長　議案の訂正につきましてご説明させていただきます。

議案第１３号　斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について誤りがございましたことから、斑鳩町議会規則第２０条の規定に基づきまして、３月１２日付けで議案の訂正についてお願いをいたしております。

まず訂正箇所についてでございます。議案の訂正についての２枚目、別紙をお願いいたします。また、議案第１３号　斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についての議案書をお願いいたします。

議案書の５ページの新旧対照表でございます。５枚目の新旧対照表の表題をお願いいたします。職員の定年等に関する条例（昭和５８年１２月斑鳩町条例第２７号）の一部改正（規則第７項関係）と表記しておりますが、正しくは、（付則第７項関係）でございます。

次に、５枚目の裏面をお願いいたします。同じく表題でございます、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例（昭和２８年３月斑鳩町条例第５号）の一部改正（規則第８項関係）と表記しておりますが、正しくは、（付則第８項関係）でございます。

次に、６枚目をお願いいたします。まず表題でございます。

斑鳩町下水道条例（平成１４年１２月斑鳩町条例第２６条）の一部改正（規

則第９項関係）と表記しておりますが、正しくは、斑鳩町下水道条例（平成１４年１２月斑鳩町条例第２６号）の一部改正（付則第９項関係）でございます。また、新旧対照表中の左側「新」の第２５条（１）水道水（奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和７年３月奈良県広域水道企業団条例第３０号）と表記しておりますが、正しくは（令和７年２月奈良県広域水道企業団条例第３５号）でございます。

訂正は以上でございます。

議案の訂正につきまして　お取り計らいをよろしくお願いいたします。

今後、このようなことが無いよう確認作業を徹底し再発防止に努めてまいりたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

委員長　ただ今、部長から議案の訂正について説明をいただいたわけですが、以前にもありましたように、議案の提出にあたっては、誤りの無いように、十分精査をされものを提出していただきたいと思います。

それでは、この議案第１３号の審議について、委員皆さんにご相談をさせていただきたいと思います。

この議案の訂正については、本会議最終日に議会の許可を得る手続きがとられることになるわけですが、ただ今の部長の説明をお聞きしたところでは、当然、訂正するべき誤りを訂正されたもので、条例の内容を変更するものでもありませんでした。議案審議は可能であると思いますので、当委員会としては、ただ今説明のあった議案訂正を踏まえた上で、ご審議をいただければ結構かと思いますが、このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（　異議なし　）

委員長　それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは理事者の説明を求めます。　岡村上下水道課長。

上下水道課長　議案の訂正につきまして、ご迷惑をおかけいたしましてまことに申し訳ございませんでした。

それでは、議案第１３号　斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

はじめに議案書を朗読いたします。

（　議案書朗読　）

上下水道課長

それでは、議案をご説明申しあげます。

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。議案書末尾「斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（要旨）」をご覧ください。

斑鳩町水道事業が奈良県広域水道企業団へ事業統合するにあたり、関係する条例について廃止及び所要の改正を行うものであります。

１．主な改正内容でございますが、（１）斑鳩町水道事業の設置等に関する条例の廃止、（２）斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止（付則第２項関係）、（３）斑鳩町水道事業給水条例の廃止（付則第２項関係）、（４）斑鳩町行政手続条例の一部改正（付則第３項関係）、水道事業廃止に伴い、地方公営企業法に関する規定を削る。（５）斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正（付則第４項関係）水道事業廃止に伴い、「水道事業管理者」を削る。（６）斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部改正（付則第５項関係）水道事業廃止に伴い、「水道事業管理者」を削る。（７）斑鳩町職員定数条例の一部改正（付則第６項関係）水道事業廃止に伴い、公営企業に関する項目を削る。（８）職員の定年等に関する条例の一部改正（付則第７項関係）水道事業廃止に伴い、廃止する条例の引用箇所を削る。（９）斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（付則第８項関係）水道事業廃止に伴い、公営企業に関する項目を削る。（１０）斑鳩町下水道条例の一部改正（付則第９項関係）水道に係る引用条例を奈良県広域水道企業団の条例に改めるものでございます。

２．施行期日は、令和７年４月１日から施行します。

以上、議案第１３号　斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例

についてのご説明とさせていただきます。なにとぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長　説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。　中川議長。

議　長　さっきの訂正やねんけどね、付則を規則って間違ってあるの、これ議案書をつくった人の思い込みか。思い込みで規則なんか。

議　長　岡村上下水道課長。

上下水道課長　思い込みというか打ち間違いといいますか、そのミスでございます。

議　長　これ、なんで議案として提出してから今になって発覚したん。

上下水道課長　議案提出した後、その前も読み合わせ等確認はしていたんですが、その部分を見逃してまして、再度何回も見直している中で間違いに気づきましたので、ご報告させていただいた次第でございます。

議　長　そんだけ読み上げてもおてな、見つけるんやったら、もうちょっと早く見つけたらよかったのにね。これからよろしくお願いしときます。

委員長　これをもって、質疑を終結します。

今ですね、岡村上下水道課長から原案どおりという言葉があったんですけども、原案どおりではないので、そこだけご理解いただきたいと思います。

それでは、お諮りします。

議案第１３号については、当委員会として、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。

よって、議案第１３号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第２０号　令和６年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。　岡村上下水道課長。

上下水道課長　それでは、議案第２０号　令和６年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読いたします。

（　議案書朗読　）

上下水道課長　今回の補正は、令和６年の人事院勧告による人件費の補正のほか、奈良県広域水道企業団への移行に伴う資産整理に関する補正となっております。

それでは、補正予算書３ページの、令和６年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）実施計画に基づきまして、ご説明申しあげます。

まず、人件費の補正におきまして、収益的支出の第１款　水道事業費用、第１項　第１目　原水及び浄水費で３２万９千円、第２目　配水及び給水費で７８万２千円、第４目　総係費で１９５万４千円の計３０６万５千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、奈良県広域水道企業団への移行に伴う資産整理で、企業団に譲渡せず、斑鳩町に贈与する三井水道庁舎とそれに付随する施設の除却費用及び、取水井戸の撤去などにより除却する資産につきまして、収益的支出の第３款　特別損失、第１項　臨時損失で４億２，５２４万７千円の増額補正を、また、資産除却に伴う収益化により、収益的収入の第１款　水道事業収益、第３項　第２目、その他特別利益で３，３１０万２千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、１ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

（　予算総則朗読　）

上下水道課長　以上、議案第２０号　令和６年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）についての説明とさせていただきます。なにとぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長　説明が終わりましたので、質疑をお受けします。　齋藤委員。

齋藤委員　３ページの臨時損失４億２，５００万ということで、これは何の損失でしょうか。

委員長　岡村上下水道課長。

上下水道課長　こちらの臨時損失４億２，５２４万７千円につきましては、斑鳩町に権利移譲するものですね、先ほど申しました浄水場の土地建物、目安井戸です。資産整理に伴う除却といたしまして、岡本幸前の井戸、機械及び装置、加圧ポンプ等ですね、こちらのほうの損失ということで計上させていただいているところでございます。

委員長　木澤委員。

木澤委員　すみません、先ほどそれに伴って、町の収入で入ってくる分が３，３００万円ほどあるということですけども、これはどういうふうに理解したらいいんですか。

委員長　岡村上下水道課長。

上下水道課長　こちら特別利益でございますが、こちらにつきましては、資産の取得時に財源として自己資金以外、加入分担金等をですね、資産の除却に伴って収益化す

るものでございますが、まだ今回移転しますものにつきましては、償却期間がまだ残っていますことから、今回一括で処理させていただくものでございまして、帳簿上の処理で、実際の現金処理が伴うものではございません。

委員長　伴委員。

伴委員　僕も特別損失の件なんですけど、だいたい水道の装置とか減価償却って普通、一般的に機械というのであれば、うちのやつでしたら７年とか車やったら５年とか色々ありますわな。これ４億なんぼのいうたら、すごい金額なんですけど、残っている資産として、このあたり何年ぐらいの償却の機械になっているんですか、こういう水道のやつは。

上下水道課長　主な今回の整理でございます、庁舎に関しまして、町に移譲する庁舎にございましては、約５０年ということで減価償却になっております。

委員長　ほかにございませんか。

（　な　　し　）

委員長　これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。
本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。
よって、議案第２０号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、（５）議案第２１号　令和６年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第

２号）についてを議題とします。
理事者の説明を求めます。　岡村上下水道課長。

上下水道課長　それでは、議案第２１号　令和６年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申しあげます。
はじめに、議案書を朗読いたします。

（　議案書朗読　）

上下水道課長　今回の補正は、令和６年の人事院勧告によります人件費の補正であります。
それでは、補正予算書４ページ、５ページの、令和６年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第２号）実施計画に基づきまして、ご説明申しあげます。
初めに、４ページをお願いいたします。収益的収入及び支出であります。
収入では、第１款　下水道事業収益、第２項　営業外収益、第１目　他会計補助金で、４２万９千円の増額補正をお願いするものであります。
支出では、第１款　下水道事業費用、第１項　営業費用、第２目　総係費で、４２万９千円の増額補正をお願いするものであります。
次に、５ページ、資本的収入及び支出であります。収入では、第１款　資本的収入、第４項　出資金、第１目　他会計出資金で、８１万３千円の増額補正をお願いするものであります。支出では、第１款　資本的支出、第１項　建設改良費、第１目　管路建設改良費で、８１万３千円の増額補正をお願いするものであります。
それでは、１ページにお戻りいただけますでしょうか。
予算総則を朗読いたします。

（　予算総則朗読　）

上下水道課長　以上、議案第２１号　令和６年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長　説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（　な　　し　）

委員長　これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。
本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。
よって、議案第２１号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、（６）議案第２８号　斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題とします。
理事者の説明を求めます。　福居都市創生課長。

都市創生課長　それでは、議案第２８号　斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。
まず、議案書を朗読いたします。

（　議案書朗読　）

都市創生課長　続きまして、議案書の２枚目をお願いいたします。
本議案につきましては、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきまして、引き続き、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間、指定管理者に指定し、当該施設の管理を行わせようとするもので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議

会の議決をお願いするものでございます。

斑鳩町文化振興センターの指定管理候補者の選定にあたりましては、現在の指定管理者である公益財団法人斑鳩町文化振興財団を選定いたしました。

その理由といたしましては、平成１８年度からの指定管理者の実績などを総合的に評価した結果、施設詳細及び業務内容を熟知しており、本センターの重要性や設置目的についてよく理解していることと、文化振興を図る自主文化事業を展開しつつ、施設管理とあわせた一体的な運営が期待できることから、候補者として選定したところでございます。

なお、指定の期間は、安定した施設運営の観点から、前回と同じ３年間とさせていただいております。

最後に、公益財団法人斑鳩町文化振興財団による指定管理料等の実績と今後３年間の計画につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、本日、お配りをしております、資料１斑鳩町文化振興センター指定管理料等の推移をお願いいたします。本資料は、斑鳩町文化振興センターに係る指定管理料等の推移として、収入と支出、そして収支について、令和３年度から令和５年度までの決算額と、令和６年度から令和９年度までの予算額を取りまとめた資料となっております。

今回、お願いしております指定管理者として指定する令和７年度から令和９年度までの期間を見てみますと、指定管理料は、備考のところでございますが、３年間で総額３億４千万円となっております。

また、その間のホールの各施設等の使用料である利用料金収入は、３年間で総額６，９００万円を見積もっております。

一方、支出におきましては、人件費において、正職員１名の退職による減少、委託料において、建物の総合管理や舞台運営管理に係る費用が物価上昇等による増加、また、事務費において、施設管理システム使用料の再リースに伴う減額などを見込んでおります。

以上、議案第２８号　斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきましてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ、よろしくご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長　説明が終わりましたので、質疑をお受けします。　木澤委員。

木澤委員　資料１の収入のところのその他収入というのは、これは令和３年から５年まで入ってますけど、どういう収入なんでしょうか。

委員長　福居都市創生課長。

都市創生課長　令和３年度と令和４年度につきましては、町からコロナ感染症対策として４００万円ずつ支出しておりまして、その金額が入っております。その他令和５年度も含めまして、国庫補助金の受け入れですとか、またホールの施設予約のキャンセル料がこの中に一部含まれているところでございます。以上でございます。

木澤委員　そうすると、令和７年から令和９年までの１２０万円はどういう見込みなんでしょうか。

都市創生課長　先ほど申しあげました町や国からの補助金というものは、予算額の中では計上しておりませんで、この１２０万といいますのは、今年度からピアノ調律料を町が直接受け取りまして、町から調律を依頼しておりまして、その分の雑収入となっております。またこの同額分がこの事務費の中において、調律委託料として予算の中に含まれているところでございます。

木澤委員　ピアノ調律料って、年間１２０万かかるんですか。

都市創生課長　今年度、６年度の実績も１２０万円程度はかかる見込みということで聞いております。

木澤委員　今、文化振興センターの財団の方の人員体制をちょっと教えてもらえますか。

都市創生課長　現在の人員ですが、理事長が１名、正職員が４名、派遣職員として２名が勤務しているところでございます。

木澤委員　初日の事業報告のところでお尋ねした際にですね、今、町の意向をしっかり反映した運営をしてもらっているということで、特に問題はないと思っているということで答弁されていたと思うんですけども、この間ですね、駅の南側の広場っていうか、地域の活用ですね、今、いろんな事業者の方の意見聞いて、これから計画立てていこうとされてますけど、その際にホールも含めた活用ということで募集されていたと思うんですけど、その時ですね、町はどんなことを期待されていたんでしょうかね。

都市創生課長　現在サウンディング調査、今年度実施しておりまして、その中のホールを活用した意見募集というのもしておったんですが、その意見については特になかったというところでございます。

また、本日の案件でまたご報告させていただくんですが、エリアの見直し等も考えているところでございます。この入れた活用としましては、ホールの空きスペース等を民間に活用していただいて、何かこのホールに人が集まるような仕掛けができないかですとか、また駐車場等を恐らく新しいエリアでも駐車場等必要となってきますので、その一体的な利用ができないかとか、そういったところを期待しておったところではございます。

木澤委員　新たに参入される企業さんとかとの、総合的な活用を含んで期待されるのはわかるんですけど、今、スペース的には空いているわけですから、今でも何か活用しようと思ったら、できないわけじゃないのかなと思うんですけど、そういうところは文化振興センターへ、財団の方と話はされているんでしょうか。

都市創生課長　現在の検討内容としましては、今回の指定管理の提案の中にもあったんですが、ちょうどホール町民ロビー横の喫茶室が今空いておりまして、その活用等についても今後、例えば貸館のような形でお貸しするとか、また別の活用も十

分考えられますので、そういった検討をしたいということで提案があったところでございます。

木澤委員　別にこれに反対するわけじゃないんですけども、例えば駐車場を使ったイベントですね、今、町の方でもやられていると思いますけど、そういう形ではいろいろ展開していけるんじゃないかなと思いますので、また財団の方ともですね、協議いただいて様々な活用方法について検討していっていただきたいなと思います。

委員長　齋藤委員。

齋藤委員　支出の上から３つ目の委託料が増えていっているのはどういう理由で。

委員長　福居都市創生課長。

都市創生課長　委託料の増額につきましては、施設の総合管理業務委託料ですとか、舞台設営の管理業務委託料が増えております。先ほど収入の方でご指摘いただきました１２０万のピアノ調律料も増えております。また職員退職によりまして、派遣による職員をいただいているんですが、その方の委託料が入っているところでございます。

委員長　ほかにございませんか。　伴委員。

伴委員　表を見せていただいて、ピアノ調律料は私わかるんですわ。あれ高くて、前日にやり、また当日にやってという感じで、そのあたりは適正な価格でやっていただいているなという感じはしているんですけども、この真ん中あたりの支出の修繕費、これ４００ずつの予算で、ホールそのものの修繕ってこんなものと違いますわな。空調設備や照明やってごっつい高い金額で常に更新していただいている、この修繕出てる２００万、５００万、３００万、この修繕って、何修繕してはりまんねやろ。

委員長　　福居都市創生課長。

都市創生課長　　こちらの４００万のものにつきましては、通常の維持修繕でございまして、例をあげさせていただきますと、例えばピアノの修繕でございましたり、他、緞帳機器の修繕でありましたり、またチューナー機器の修繕であったりとかそういったものが積み重なってこれぐらいの金額になっているというところでございます。特に修繕料が大きかった令和４年度につきましては、こちら大ホール、小ホールと研修室でｗｉ－ｆｉ、無線ランの整備をしておりまして、その分の金額がおおよそ２００万程度含まれているということでございます。

伴委員　　建物そのものじゃのおて、文化財団が持ってはるっていいますか、所有してはるやつの修理とか、リースで借りてはるやつの修理とか、という金額で上がってきているというのはわかります。

それと、今ちょっと同僚の委員からもちょっと話があり、答弁いただいた、気になっているのは、喫茶室が閉まったままになっている。これ私質問しようと思っていたメインでして、実際のところなんか工夫してただ単に貸そうとするわけじゃなくて、そこで本が読めるような形、飲みながら本が読める、汚れるかわかりません、最近は増えてますわな、なんか工夫あるものも町の方から考えていただいて、ホールの活性化というものをしていただくのに、ずっとあの状態、一時は仕方ないと思いますねんけど、やはり長期に渡ってあそこが閉まっているというのは、やっぱり表現悪う言うたら暗く感じてしまう。せっかくええホールやのに、あそこの部分だけ非常に目立ちますんで、そのあたりをお願いしておきたいと思います。以上です。

委員長　　ほかにございませんか。

（　な　　し　）

委員長　　これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。

よって、議案第２８号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（７）議案第２９号　奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。　岡村上下水道課長。

上下水道課長　それでは、議案第２９号　奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について、ご説明いたします。

はじめに議案書を朗読いたします。

（　議案書朗読　）

上下水道課長　それでは、議案をご説明申しあげます。

奈良県広域水道企業団が令和６年１１月１日に設立されましたことから、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止するものでございます。

以上、議案第２９号　奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議についての説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長　説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（　な　　し　）

委員長　これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。

よって、議案第２９号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（８）認定第１号　町道認定についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。　手塚建設農林課長。

建設農林課長　それでは、認定第１号　町道認定について、ご説明を申しあげます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

（　議案書朗読　）

建設農林課長　本議案につきましては、都市計画法第２９条の開発道路５路線と建築基準法第４２条の位置指定道路２路線、町の道路新設改良工事による路線が１路線、道路として寄付を受けた路線が１路線の合計９路線につきまして、道路法第８条第１項の規定により町道に認定するものであり、同法第８条第２項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

それでは、整理番号順に、各路線についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、本日の配布資料の資料２をごらんください。

１枚目が認定する９路線でございます。

２枚目が各路線の位置図、３枚目以降が、各路線の詳細図を添付しております。

まず、資料の３枚目、右上に記載しております整理番号１の町道２９５号線でございます。本路線は、斑鳩町大字岡本１７４８番３先を起点とし、同所１

９０７番１先を終点とする延長４０１．４メートル、最大幅員１４．０メートル、最小幅員４．５メートルの町で道路新設改良工事を施工した路線でございます。

次に、裏面整理番号２の町道２９６号線でございます。本路線は、斑鳩町法隆寺北２丁目１５８６番１先を起点とし、同所１５８６番４先を終点とする延長９９．７３メートル、最大幅員が８．７メートル、最小幅員が４．０メートルの道路として寄付を受けた路線でございます。

次に、整理番号３の町道３０３１号線でございます。本路線は、斑鳩町東福寺１丁目８番２先を起点とし、同所８番１１先を終点とする延長５０．０３メートル、最大幅員が８．０メートル、最小幅員が５．１メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号４の町道３０３２号線でございます。本路線は、斑鳩町法隆寺南２丁目２５３番１４先を起点とし、同所２５３番１５先を終点とする延長２００．３５メートル、最大幅員は１２．９メートル、最小幅員は６．０メートルの開発道路でございます。

次に、裏面整理番号５の町道３０３３号線でございます。斑鳩町興留３丁目４９番１１先を起点とし、同所５１番４先を終点とする、延長２１．１８メートル、最大幅員は７．３メートル、最小幅員は４．２メートルの位置指定道路でございます。

次に、整理番号６の町道３０３４号線でございます。斑鳩町興留７丁目４７５番４先を起点とし、同所４７５番６先を終点とする、延長４４．３２メートル、最大幅員は９．４メートル、最小幅員は６．０メートルの開発道路でございます。

次に、裏面整理番号７の町道４０８９号線でございます。本路線は、斑鳩町龍田南５丁目２７６番３先を起点とし、同所２７８番１０先を終点とする延長３９．３１メートル、最大幅員が８．０メートル、最小幅員が４．７メートルの開発道路でございます。

続きまして、追加延長の認定でございます。整理番号８の町道２８９号線の変更でございます。本路線は法隆寺２丁目６８９番２１先を起点とし、同所６８９番１７を終点とする延長６７．９メートルの町道認定路線でございます

が、今回、法隆寺２丁目６８９番１５先を起点とし同所６８９番２３先終点までの４９．３０メートル延長を延伸させていただくものです。最大幅員１３．２メートル、最小幅員６．０メートルの開発道路でございます。

次も追加延長の認定でございます。裏面整理番号９の町道３０３０号線の変更でございます。本路線は阿波１丁目４８６番１先を起点とし、同所４８６番３を終点とする延長３２．８メートルの町道認定路線でございますが、今回、阿波１丁目４７０番１先を起点とし同所４８５番１先終点までの３４．３１メートル延長の延伸させていただくものです。最大幅員１０．２メートル、最小幅員６．０メートルの位置指定道路でございます。

以上、認定第１号　町道認定の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長　説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（　な　　し　）

委員長　これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。

よって、認定第１号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、２．継続調査を議題とします。

（１）都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。

福居都市創生課長。

都市創生課長

それでは、継続審査　都市基盤整備事業に関することについて報告させていただきます。ＪＲ法隆寺駅南側地区のまちづくりの進捗状況についてであります。

はじめに、主な地権者となる新家水利組合の組合員の皆様を対象に、当該地区のまちづくりに関する説明会について、去る２月１５日に開催しましたので、その概要を報告いたします。なお、出席者は、２１名でありました。

資料３－１をお願いします。こちらが説明会で配付した資料でございます。これまで、水利組合の役員の方と打合せを行ってまいりましたが、今年初めに代表の方が交代となり、この引継ぎの機会に水利組合員全員で、過去の経緯等の情報共有をしたいとのご意向で、全組合員を対象に説明を行うよう町に要請がありました。

これを受けて、これまでの当該地区でのまちづくり計画の経緯と、水利組合役員の方との過去の打合せ内容、また、今後の進め方などについて、ご説明いたしました。

それでは、資料の表紙をめくっていただきまして、１ページをお願いします。

こちらでは、県における西和医療センターの移転に関する経緯について、当町のＪＲ法隆寺駅南側地区が移転候補地として決定されたこと、また、町において、まちづくりとの一体的な整備を検討することなどをまとめております。

次に、２ページをお願いします。

こちらでは、新家水利組合役員の方との打合せ内容として、昨年５月での、町のまちづくり計画のこれまでの経緯や今後の進め方、想定エリアなどの説明内容となっております。

ページの下段の、役員の方からの主な意見では、農業の継続意向のある方への配慮として、農地の代替地確保や水路・農道の補償に関することなどがございました。

次に、３ページをお願いします。

こちらでは、当該地区のまちづくり計画策定や都市計画変更などの業務をコンサルタント会社に発注した概要と、その進捗状況についての説明内容となっ

ております。

ページの下段の、役員の方からの主なご意見では、想定エリアについてのご意見や道路形態についてのご質問などがございました。

次に、４ページをお願いします。こちらでは、当該地区の活用について、昨年８月から実施しておりました、民間事業者から広く提案や意見を求めるサウンディング型市場調査の概要と、今後調整が必要となる検討課題についての概要となっております。

次に、５ページをお願いします。こちらでは、今後の事業の進め方について、地権者の皆様と課題や懸案事項を共有しつつ、ページ下に掲げました、水利組合の役員等との意見交換会、地権者や地域住民とのワークショップ・勉強会、また、町民アンケート調査の実施など行いながら、まちづくりを進めていく考えを改めて説明し、ご協力をお願いしております。

次に、６ページをお願いします。

こちらでは、現時点で想定している、まちづくりエリアを示しております。

昨年９月の当委員会で報告いたしましたサウンディング調査時の想定エリアは、利活用の可能性がある最大範囲として、県道大和高田斑鳩線の西側区域やいかるがホール敷地を含めておりました。

しかし、その後の民間事業者との対話結果や地元からの「新病院の事業敷地も合わせ、事業地が大きくなると、農業を続ける方の代替農地の調整が困難となる」との意見等を踏まえまして、現時点での想定エリアとして、以前から縮小した、地図内の緑色の範囲で検討を進めていることを説明しております。

以上の説明の後、出席者から、町が想定する施設内容や事業区域について、また、稲作を続けられる期間の確認についてのご質問やご意見がありました。

町側の回答としましては、施設内容等については、民間事業者からの提案も参考に、今後、地権者の皆様のご意見や町民アンケート調査などを踏まえながら決定してまいりたいことと、また、今後のスケジュールに関しては、まちづくり整備の事業内容や手法により異なってくるため、実施計画が固まってきた段階でご相談させていただくことを説明いたしました。

続きまして、「西和医療センターの移転・再整備について」であります。

先ほど報告いたしました町の説明会に続いて、県及び県立病院機構からも病

院整備についての説明会が行われました。

概要としましては、これまでの西和医療センター移転整備に関する経緯と進捗についての報告があり、現在作業中である、用地測量に伴う境界確定等についての協力依頼、また、県文化財保存課による遺跡有無確認踏査の協力依頼がありました。

出席者からは、用地買収に関する時期や買収時の税控除についてや、病院へのアクセス道路、整備後に残る農地へのアクセスや水路についてなどのご意見がありました。

返答があったものとして、病院へのアクセス道路では、県道大和高田斑鳩線からの進入路は三代川北側で検討していることと、整備については「現在、町と協議を進めており、施工については病院機構、最終的な管理は町となることを考えている」と説明されました。また、用地買収の時期や農地へのアクセス等については、今後協議を行ったうえで決定してまいりたいと説明されております。

最後に、県の西和医療センターの移転整備の現在の状況についてであります。資料３－２をお願いいたします。

こちらは、県が公表された「令和７年度予算の要点」のうち、西和医療センターの移転整備に関する資料であります。

三代川北側区域を新西和医療センターの建設予定地と位置づけ、令和７年度では移転整備に向けた各種設計や用地取得に向けた調査等を予定されております。

ページ下にスケジュールについての表がありまして、現時点では、令和９年度に工事着工され、令和１３年頃の開院予定となっております。

以上、継続審査「都市基盤整備事業に関することについて」のご報告とさせていただきます。

委員長　報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員　町の方でスケジュール等も掲載していただいて、また地元の方とも丁寧に意

見交換しながらですね、進めていっていただきたいと思うんですけども、ひとつ県のほうからアクセス道路について、県道から三代川の北側で病院にアクセスできるようにする考えが示されたということですけども、全体的な計画っていうのはこれからだと思うんですけど、県が考えてはるアクセスっていうのはそれだけなんでしょうかね。

委員長　福居都市創生課長。

都市創生課長　主な、自動車等の進入については三代川北側からを考えているとのことです。また、駅からのアクセスについても考えているということは、まちかどトーク等でも示されていたところでございます。

木澤委員　もちろんこの南側の地域のことになるんでしょうけど、アクセス道路というと、そこだけにとどまらない考え方っていうんですかね、が必要じゃないかなと。だから今、病院ができるにあたって、新たに道路をつくっていく必要があるかどうかっていうことも検討して、たぶんこのままじゃ大渋滞すると思うんで、そこら辺を今後どういうふうに県と相談されていくのかなというふうに思うんですけども、それは今、県と連携協定なんかも結ばれてますんで、あの辺で計画っていうのはされていくんでしょうかね。あれとはまた別なんですか。

都市創生課長　基本的には県の病院マネジメント課というところが病院整備を担当しておりますので、そこと協議を進めているところでございます。また、県庁内の組織内でまた道路部局も今後関わってくることになりますし、また具体的になりましたら、県の連携協定も活用しながら県に町の要望を働きかけていきたいと考えているところでございます。

委員長　ほかにございませんか。

（　な　　し　）

委員長　これをもって、質疑を終結します。

継続調査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、３．各課報告事項を議題とします。

（１）議案第１６号　令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１０号）について、理事者の報告を求めます。　手塚建設農林課長。

建設農林課長　それでは、議案第１６号　令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１０号）についての内、当委員会の所管に関することにつきまして、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の１０ページから１１ページをお願いいたします。

はじめに、第１３款　分担金及び負担金、第１項　分担金では、第１目　農林水産業費分担金で、三室井堰改修工事費用の地元分担金として、団体営土地改良事業費分担金１，８２９万円の増額をお願いするものであります。

次に、１２ページから１３ページをお願いいたします。

第１５款　国庫支出金　第２項　国庫補助金では、第４目　土木費国庫補助金の第１節　道路橋りょう費補助金で、道路の新設改良に係る国庫補助金の内示額が当初見込みを下回ることから、社会資本整備総合交付金２，５６４万８千円の減額、町が保有する地下埋設物や町道認定路線等の情報をコンピューターの地図上で公開する地図情報閲覧システムの導入費用が補助対象となることから、新しい地方経済・生活環境創生交付金１，１００万円の増額、第３節都市計画費補助金で、既存木造住宅耐震改修支援の事業完了による不用額として、社会資本整備総合交付金５０万円の減額、持続可能な都市経営の観点から居住機能や都市機能の立地、集約等の方針を定める立地適正化計画の策定費用が補助対象となることから、集約都市形成支援事業費補助金３５０万円の増額をお願いするものであります。

次に、第１６款　県支出金　第２項　県補助金では、第４目　農林水産業費県補助金の第１節　農業費補助金で、農業次世代人材投資事業補助金について、１名が給付条件を達成できないことなどから１５０万円の減額、第２節

農地費補助金で、国の第１号補正予算により、防災重点ため池の耐震性調査や三室井堰改修工事に要する費用の一部に係る補助金が前倒しで認証されたことから、あわせて７，５７３万１千円の増額、第６目　土木費県補助金の第１節河川費補助金で、平成緊急内水対策事業補助金の確定に伴い４８万６千円の増額、第２節　都市計画費補助金で、国庫補助金と同様の理由により、あわせて１５０万円の増額をお願いするものであります。

１６ページから１７ページをお願いいたします。

次に、第２２款　町債、第１項　町債では、第３目　農林水産業債の第１節土地改良事業債で、県が実施する桜池の耐震化工事に係る町負担分の費用の増額に対し、地方交付税措置のある町債を活用することから３０万円の増額、第２節　農業水利施設整備事業債で、県補助金で申しあげました、三室井堰改修工事について、地方交付税措置のある町債を活用することから２，７８０万円の増額、第４目　土木債の第１節　道路新設改良事業債で、道路の新設改良に係る国庫補助金の内示額が当初見込みを下回り、事業実施を見送ることから、２，３１０万円の減額、第３節　流域対策施設整備事業債で、繰越事業費による事業実施とすることから２８０万円の減額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

２８ページから２９ページをお願いいたします。

はじめに、第５款　農林水産業費、第１項　農業費では、第４目　土地改良事業費で、歳入で申しあげました、防災重点ため池の耐震性調査や三室井堰改修工事として、第１２節　委託料で２千万円の増額、第１４節　工事請負費で１億１３３万円の増額、第１８節　負担金補助及び交付金で、県土地改良事業団体連合会事業特別負担金６７万７千円の増額、また、県が実施する桜池の耐震化工事費の増による、町負担分の費用として、県営ため池整備事業負担金４０万４千円の増額をお願いするものであります。

３０ページから３１ページをお願いいたします。

次に、第７目　地域農政推進対策事業費では、歳入で申しあげました、農業次世代人材投資事業補助金について、１名が給付条件を達成できないことから、１５０万円の減額をお願いするものです。

次に、一番下の、第７款　土木費、第２項　道路橋りょう費では、第１目　道路維持費で、歳入で申しあげました、地図情報閲覧システムの導入費用として２，２００万円の増額をお願いするものであります。

３２ページから３３ページをお願いいたします。

第２目　道路新設改良費で、歳入で申しあげました、道路の新設改良に係る国庫補助金の内示額が当初見込みを下回ることから、事業実施を見送ることから、あわせて４，８７４万円の減額をお願いするものであります。

次に、第３項　河川費、第２目　治水対策費では、歳入で申しあげました、町債の減による財源更生をお願いしております。

次に、第４項　都市計画費、第１目　都市計画総務費では、第１２節　委託料で、歳入で申しあげました、立地適正化計画の策定費用として７００万円の増額、第１８節　負担金補助及び交付金で、既存木造住宅耐震改修支援に係る不用額として１００万円の減額、第２目　下水道費では、下水道事業会計における人件費の予算補正として第１８節　負担金補助及び交付金で４２万９千円の増額、３４ページから３５ページにお移りいただいて、第２３節　投資及び出資金で８１万３千円の増額をお願いするものであります。

恐れ入りますが、５ページにお戻りいただけますでしょうか。

第２表　繰越明許費補正についてであります。

歳出において増額補正を申しあげました事業を含め、本年度末までの完了が見込めないことから、農林水産業費、土木費、あわせて１億９，２０９万円の予算措置をお願いするものであります。

次に、第３表　債務負担行為補正についてであります。

歳出で申しあげました立地適正化計画策定業務委託契約につきまして、２か年にわたる業務期間を要するため、令和７年度から令和８年度までの期間で、限度額５００万円の予算措置をお願いするものであります。

６ページでお願いいたしました、第４表　地方債補正についてであります。

歳入で申しあげましたとおり、土地改良事業で限度額を９５０万円に増額、農業水利施設整備事業で限度額を２，８２０万円に増額、道路新設改良事業で限度額を４，２８０万円に減額、流域対策施設整備事業で限度額２８０万円の廃止をお願いするものであります。

以上で、議案第１６号　令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１０号）についての内、当委員会に関するものについての説明とさせていただきます。
よろしくお願い申しあげます。

委員長　報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員　すみません、既存木造住宅耐震改修支援事業、これ完了したっていうことですけども、もともとの予定と、その予定に対してどうやったのか、教えてもらえますか。

委員長　福居都市創生課長。

都市創生課長　もともと当初予算では１５０万、３件分組んでおりまして、そのうち１件のみの申請となりましたので、２件分の減額をさせていただいたところでございます。

木澤委員　わかりました。あともう１点ですね、新規就農、農業次世代人材投資事業ですね、こちら達成できなかったっておっしゃっていたと思うんですけど、その状況っていうんですか、理由っていうんですか、教えてもらえますか。

委員長　手塚建設農林課長。

建設農林課長　新規就農補助金の活用を考えていた２名の新規就農者のうち、１名の方が補助対象外となりましたことから減額させていただいております。その補助対象外となった理由でございますが、年齢、収入等々の条件はクリアしているものの、農地中間管理機構からの農地の借入という点で達成が見込めなかったため、補助対象外となっているところでございます。

木澤委員　ちょっとよくわからないんですけども、なんで借りれなかったんでしょう

か。

建設農林課長　中間管理機構といいますのは、農地の貸し入れを行うところでございまして、そちらで扱っている農地は基本的に農業を推進する農用地の用地でございます。この該当者につきましては、宅地近隣の市街化区域で農地が見つかって、そちらの農地で農業をやっていくということで、そちらの農業地の中間管理機構が斡旋する農地での貸し借りが達成できなかったという状況でございます。

木澤委員　そしたらこの人、国の補助金使われへんということですけども、自力ではやらはるっていうことで理解していいですか。

建設農林課長　そうですね、補助金の条件を受けるために、そういったところの斡旋は町としても行っていたんですが、市街化区域で補助金なしで新規就農するということで、今、現在農業をやっておられるところでございます。

委員長　ほかにございませんか。

（　な　　し　）

委員長　議案第１６号　令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１０号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。
次に、（２）斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、理事者の報告を求めます。　福居都市創生課長。

都市創生課長　それでは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について報告させていただきます。
はじめに、本事業の進捗状況についてであります。
本事業につきましては、株式会社呉竹荘と定例的に協議を行い、事業進捗を確認しているところでありますが、この度、施設の間取り等の詳細について、

呉竹荘より報告がありましたので、ご説明させていただきます。

資料４の１ページをお願いいたします。

こちらは、「配置図」となっておりまして、赤線で示しております開発行為の対象区域の北側、図面では左側になりますが、９月の当委員会でご報告いたしましたように、２階建ての宿泊棟が１０棟、平屋建てのフロント機能を有するカフェ・マルシェ棟が建設される計画となっております。

宿泊棟が建設される区画には、隣接する法隆寺の参道に合わせた石畳の通路が配置される予定となっております。

次に、２ページをお願いします。こちらは、施設の配置、各棟の１階部分の間取りを示した「平面図」となっております。

南側のカフェ・マルシェ棟部分、図面では右下になりますが、こちらでは、宿泊棟のフロント機能のほか、３９席のカフェレストランと特産品等を販売するマルシェが設置される計画となっております。また、棟内にはバリアフリートイレが設置される予定であります。

次に、各宿泊棟の間取りにつきましては、３ページをお願いします。

こちらは、Ａ棟の１階と２階の平面図となっております。

左側の１階部分では、自炊可能なキッチンや、ダイニング、リビング、浴室、プライベートサウナ、ウッドデッキなどが配置される予定であります。

右側の２階部分は、主に、寝室として洋室２室と和室１室、シャワールームなどが配置される予定であります。

この３ページから９ページまでは、各宿泊棟の平面図となっておりまして、概ね同様の設備内容となっております。

次に、最後の１０ページをお願いします。こちらは、呉竹荘が製作した、施設の建築模型であり、立体的な全体の建築イメージが分かるものとなっております。

最後に、今後の事業スケジュールについてであります。

現在、開発行為の変更許可申請及び建築確認申請について、所管する県において手続中であり、工事着手は、今年の５月中、開業時期は、来年の３月中を予定し、進捗に遅れがないことを確認しております。

また、呉竹荘からの申出で、前社長である山下智司会長と、現社長である山

下顕広社長が、町長を訪問したいとのご意向があり、現在、日程調整中となっております。

なお、訪問日当日は、先ほどご説明しました施設の建築模型を町に贈呈され、あわせて、マルシェ・宿泊施設の概要を記者発表する予定ですすめているところでございます。

今後も、本事業の進捗状況について、定期的に協議を行い内容把握に努め、必要に応じて、本委員会にご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申しあげます。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長　報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員　ここに古墳がありますけれども、この古墳はどのようにするか、まだ決まってないんでしょうか。

委員長　福居都市創生課長。

都市創生課長　この舟塚古墳につきましては、現在文化財担当と呉竹荘とのほうで協議の場を持ちまして、どのような形で活用できるかというのを検討しているところでございます。

齋藤委員　ということは、開業までにはきちっとした形に出来上がる、それとも開業になってもまだ覆いがかぶったっていうか、中途半端な状態になっているっていうことでしょうか。

都市創生課長　現在まだ協議中ではありますが、整備は恐らく開業後になるものと考えているところでございます。

委員長　木澤委員。

木澤委員　このマルシェに置かれる物なんですけど、当初の計画やと、例えば地元産の野菜なんかが、出品できたりっていう話が、構想があったように思うんですけど、その辺のところについては何か地元の方と協議をしてとか、その辺の構想って聞いておられますか。

委員長　福居都市創生課長。

都市創生課長　現在のところ、斑鳩ブランドがこのマルシェを想定して、今、認定等行っているところでございまして、その物を置く予定で商工会と話をしているところでございまして、農産物等につきましては、今後の調整となっているところでございます。

委員長　中川議長。

議　長　この全体平面図の一番上の開発の赤線の上に水路あるねんけどな、町道の水路、この図面見てもわかるように、南から交差点から入ってきたら北向いてホテル入ってきたら、この水路のところぐっと圧迫されているような感じするねんやんか町道が。ホテルのところは水路ないから広く感じるねんけど、入っていく道路の整備っていうのは考えてないんかな、町としては。

あの水路、水流れてない、なんでか知らんけど、ずっと乾いているねん。空のプランターとか汚いものいっぱい置いてある、塀の横に。あれどないかならへんか。

委員長　暫時休憩します。

（　午前１０時２７分　休憩　）

（　午前１０時３０分　再開　）

委員長　再開します。　上田都市建設部長。

都市建設部長　この道路につきましては、地元との暗渠化も含めて意向を、経緯もございますので、その辺を確認いたしまして、町としては暗渠化が図れるものであれば、計画していきたいというふうに考えております。

委員長　ほかにございませんか。

（　な　　し　）

委員長　次に、（３）公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。　岡村上下水道課長。

上下水道課長　それでは、「公共下水道事業に関することについて」ご報告させていただきます。

資料５―１をご覧ください。

はじめに令和６年度の公共下水道工事の状況についてでございます。令和６年度には、継続工事を含め、図中で記しております３か所の路線で面整備等の工事を実施いたしました。

まず、令和６年度の単年度工事では、青色路線の１９工区－３、緑色の１０工区－７、令和５年度からの継続工事では、赤色の１７工区１となっております。すべて２月末に工事が完了している状況でございます。これによりまして、令和６年度の整備延長は約１．６ｋｍ、整備面積は約３．４ヘクタールとなっております。

続きまして、資料５－２、公共下水道接続申請状況でございます。

令和７年２月末の状況でございます。接続申請につきましては、１６３件の申請を受け付けておりまして、申請総数が５，２２０件となっており、接続率は７６．２％となっているところでございます。融資あっせん利用数及び浄化槽雨水貯留施設転用申請数は、それぞれ１件の増加となっております。

続きまして、資料５－３をお願いします。

公共下水道事業計画図ございます。青色破線で囲んでいる区域が下水道予定処理区域３８６ヘクタールでございます。

そのうち青色で着色している区域が、供用開始区域と本年度工事が完了した区域をいれたもので、２８２ヘクタールとなっています。また、令和７年度に予定しております下水道工事路線を赤色で着色しており、整備延長約１．８キロメートル、整備面積は約５．２ヘクタールでございます。

次に２枚目をお願いいたします。公共下水道事業計画変更図でございます。

令和５年１２月の担当常任委員会で説明させていただきましたとおり、ピンク色で着色しております部分を新たに区域に編入し、４３８ヘクタールの区域を設定するため手続きを進め、３月中には奈良県知事の許可が出る予定となっているところでございます。

なお、国庫補助金の状況でございますが、令和５年度で、要望額１億５，８００万円に対し、内示額１億４，１４０万円、１,６６０万円の減額となり８９.５％、となっています。令和６年度では、要望額１億５，８００万円、内示額１億２，８００万円、３千万円の減額となっており８１％となっておりまいて、減少傾向となっている状況でございます。

続きまして、資料５－４、下水道事業の経営戦略についてご説明申しあげます。

公営企業を取り巻く経営環境は、人口の減少や節水意識の向上による使用水量の減少など厳しさをますなか、維持管理コストなどの削減は難しく、総務省から公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画として経営戦略を策定することが求められていましたことから、令和３年３月に経営戦略を策定いたしました。今回は、計画の中間期に至ったことから、その改定版となりますので、変更した部分についてご説明させていただきたいと思います。

１ページをお願いいたします。１～３ページは事業概要でございます。１．事業概要の（１）事業の現況、②施設では、下水道整備に伴って下水道管が延伸したことにより、普及率が向上しているところでございます。

次に、３ページをお願いいたします。④組織につきましては、現在の状況と４月以降は機構改革により、下水道事業が建設農林課に移管される図となって

おりますので、その図を示しているところでございます。

次に、４ページをお願いいたします。２．将来の事業環境としまして、（１）処理区域内人口の予測、（３）使用料収入の見通しについて、更新しておまして、使用料収入については、処理区域の拡大ともに汚水処理人口の増加を見込んでいることから、年々増加するとの予測となっています。（４）施設の見通しにつきましては、平成４年から整備を進め、３０年を経過することから、今後は計画的な修繕等が必要となってまいります。

次に、５ページをお願いたします。（５）組織の見通しについては、３ページでご説明したとおり、４月からの部内異動に伴う変更でございます。

次に、３．経営の基本方針といたしまして、下水道事業の事業経営の方針について記述しており、こちらにつきましては前回からの変更はございません。下の企業債残高のグラフにつきましては、毎年の企業債新規借入額が元金償還額を超えないよう事業をすすめることで、企業債残高が年々減少する見込みとなっております。

次に、１２ページをお願いいたします。１２ページから１４ページにかけまして、国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組みの推進」に基づき、下水道事業における経費回収率の向上に向けたロードマップを掲載しております。これは新しく追加された項目でございます。

経費回収率とは、下水道事業の運営にかかる経費に対して、使用料や手数料などの収入でどの程度、賄えるかを示す指標でございます。

次に１３ページをお願いします。３．業績目標の表を見ていただくと、令和５年度の経費回収率は７７．９％となっており、経費を収入だけで賄えておらず、一般会計からの繰入金で充当している状況でございます。

ア.実施予定時期に記載しておりますとおり、今後１０年間を対象としております。イ.経費回収率向上に向けた具体的な取組みとして、費用対効果を勘案した整備により普及率を高め、使用料収入を増やすことで、令和１５年度には、経費回収率が９０％を超える見込みとなっているため、使用料にかかる今回の検討では現在単価を据え置くこととし、次回の検討時期は令和１０年度といたします。

１４ページをお願いします。４.進捗管理と経営指標について、経常収益を

経常費用で割って算出する経常収支比率が１００％を超える安定的な事業運営のため、表のとおり経営指標を定め、５年ごとに見直しを行うこととしております。

なお、この経営戦略につきましては、このご報告の後、町のホームページで公表してまいりたいと考えてますので、よろしくお願いいたします。

以上、下水道事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長　報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

齋藤委員。

齋藤委員　この斑鳩町全図のところの公共下水道のところの、資料番号５－３の２枚目、このピンク色のところは追加で下水道の区域を広げるっていうことなんでしょうか。

委員長　岡村上下水道課長。

上下水道課長　委員のおっしゃるように、今後７年間で整備していく下水道の事業区域について、ピンク色の部分を追加したということでございます。

齋藤委員　前はここは下水道を設置しないっていう地域を、新しくピンク色の区域は増やすっていうことでよろしいでしょうか。

上下水道課長　まず下水道区域でございますが、事業計画区域というものがございまして、まず全体計画区域ですね、斑鳩町の全区域を入れているのと、そこから都市計画区域と申しまして、それを除いたものと、実際、事業していきます７年間に１回、事業をしていきます事業認可区域、事業区域というのがございまして、これまではこのピンク色の部分につきましては、全体を整備していく区域には入っているものの、７年間やっていくという事業区域には入ってなかったので、それに今回追加させていただいたということで、こちらにつきましては、事業の要望等をあわせて順々に拡大していきまして、最終的には全体事業がで

きていくものということでございます。

齋藤委員　５－３の１ページ目のところの表のところには色がついてないんですけども、２枚目のところにはピンク色がついているのは、１枚目のところはあらかじめここは事業します、ただ、黄色のところはまだ事業が未整備ですっていうことだと思うんですけども、そのところで緑色も黄色もついてないところが２枚目ではピンク色がついてるってことは、これは下水道事業の区域を増やすということで理解していいんでしょうか。

上下水道課長　こちらの資料５－３の公共下水道事業計画図につきましては、基本的には６年度、今年度までの事業を示しておりますので、ここでは追加された部分というのは着色されてません。新たに７年度からピンク色の部分を追加したということで、この図面の方には着色をしていないところでございます。

齋藤委員　ということは、７年度までは１枚目の図はやるっていう計画だった。そして次年度以降、令和１５年までの計画は新たに増やしたということで理解していいんでしょうか。

上下水道課長　委員のおっしゃるとおりで、前回までの事業区域についてはまだ整備できてないところもございます。こちらについては当然経済状況等、事業の、先ほど申しました補助金の状況等により整備していっているところでございます。

今回、追加させてもらいまして、前回の分、黄色で塗っている分と合わせまして、事業をすることによりまして、要望をいただいたところであるとか、そういったところから優先的に進めていけるという事業も広がってきますので、効率的な整備をしていくために、今回事業を追加させていただいたところでございます。

齋藤委員　ということは、７年までの事業が全部終わっていないにも関わらず、新しくまた地域を増やすということなんですか。

上下水道課長　おっしゃるとおりで、まだ７年度までにまだ整備を終わってない部分でございますが、当時事業計画を立てているのですが、いろんな事情もございまして、できてない部分もございますが、このままでは当然要望とかいただいたところを整備できないので、区域には入ってないので、今回そういったことも含めまして、新たに事業追加をさせていただいて、前の部分とあわせながら事業計画ですね、今後進めていこうということで考えております。

齋藤委員　といいますと、立地適正化計画というのもありますよね、要するに私が理解しているのはコンパクトにしていくということで計画を立てていくということで、理解しているんですけれども、それと今できてないところ以外にも広げるっていうのは、それと逆行しているような感じするんですけど、それはどのように頭の中整理したらいいんでしょうか。

上下水道課長　こちらにつきましては、当然この計画区域でないと整備ができないところではありますので、当然今後経済状況もございますけれども、今の地域も、要望とかもと当然ございますので、そういった状況を見ながら今回追加させていただいたものでありますので、過去の部分につきましてもいろんな事情がありまして、また纏まることがあれば、事業をしていけますので、区域を広げることによりまして、要望にこたえながらとか、効率的な整備等ができていくと考えておりますので、了解いただけたらと思います。

齋藤委員　要望に沿うというのは当然だと思います。要望に沿ってやっていって、接続して、増やしていけばいいと思うんですけれども、できていないところもそのままにしておいて、区域を広げていったら、適正化計画と逆行するような感じするんですけども。それは、適正化計画はだんだんと広げていって、斑鳩町の中心部を狭めていって、ていうような理解をするんですけども、それはどういうふうな関係なんでしょうか。

委員長　福居都市創生課長。

都市創生課長　立地適正化計画につきましては、委員ご指摘のとおり、市街化調整区域内で居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めるものとなっております。市街化調整区域内で大幅に居住誘導区域を狭めてしまうということになれば、現状の市街化区域内で居住誘導区域を大幅に縮小するとなると、現在居住されている方もおられますので、現状、斑鳩町の人口減少の感じを見ますと、それほど大幅な減少にはならずに、立地適正化計画のほうは制定するというふうに考えておりますので、現状今の下水道の空白地帯をすべて居住誘導区域から外すとか、そういったことは現在のところ想定していないところでございます。

委員長　暫時休憩いたします。

（　午前１０時５０分　休憩　）
（　午前１０時５３分　再開　）

委員長　再開します。　上田都市建設部長。

都市建設部長　次回からの認可区域につきましては、パークウェイ及び新西和医療センターなど、効率的な整備を進めないといけないところの部分も含めております。
また７年間これをすることによって、国庫補助金等の効率的な整備ができる区域を定めておりますので、この区域の中で、７年間ですべてができるという話ではなくて、順番に優先順位をつけて進めていきたいと考えているところでございます。

委員長　木澤委員。

木澤委員　この下水道の経営戦略の方なんですけど、これつくっていただくのは非常にわかりやすくていいかなというふうに思うんですけども、１３ページのところですね、これ水洗化率というのは、接続率のことですね。

委員長　岡村上下水道課長。

上下水道課長　そのとおりでございます。

木澤委員　あと、経費回収率っていうものの考え方っていうのがよくわからないんですけど、これ１００％超えると収益化できてますよということの指標というふうに理解していいんですかね。

上下水道課長　おっしゃるとおりでございまして、収益化して採算が合っているということでございます。

委員長　中川議長。

議　長　うち、平成１７年かな、供用開始になったん、もう２０年経つやんか、化学反応起こしてコンクリートが劣化してとか、ああいうずっと検査ってしてるの。古いところから順番に。

委員長　岡村上下水道課長。

上下水道課長　今のご質問のとおり、これまでも当然幹線であるとか、古い路線につきましては、順次目視調査とか、中を覗いたりとか、調査をしております。
また、カメラを入れたりして、そこで発見されると補修等、清掃等、今までも取り組んでいるところでございます。

議　長　２０年経ってあるとこ、古いところはたぶんすると思うねんけど、全然まだそういう心配はなさそう。

上下水道課長　一部、土砂が溜まっていたりとか、開発とかで流れ込んだりとか、ちょっとそういったところがあるところは清掃しておりますが、今、おっしゃったような破損をしている状況であるとか、そういう状況は現在のところ見受けられていないところでございます。

委員長　他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。

（　な　　し　）

委員長　ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、４．その他について、各委員さんから質問やご意見等がありましたらお受けいたします。

（　な　　し　）

委員長　ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

次に、閉会中の継続審査について相談させていただきます。

前回の委員会で、機構改革に伴い、本委員会の所管事務が一部変更となることから、継続審査案件について、ご相談させていただき、現在の建設水道常任委員会と、総務常任委員会の継続審査案件をひとまとめたものを、私の方から提案して、本日の当委員会で、来年度の継続審査案件を決めることを確認しておりました。

しかし、文化財に関する事務は、この３月議会時点では、まだ当委員会の所管事務でないことから、今回の閉会中の継続審査案件として申し出ることはできないというところで。このことから、今回、３月議会後の継続審査申出書の案件は、今までどおり、同じ「都市基盤整備事業に関することについて」としたいと思いますが、来年度、６月議会後の継続審査案件について、本日の委員会で、来年度の案件の案を取りまとめ、次期委員に案を申し送りして、次期委員に決めていただくか、また、本日は案を検討せずに、来年度の建設常任委員会の委員で検討いただくかのどちらがよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

（　午前１０時５７分　休憩　）

（　午前１０時５７分　再開　）

委員長　再開します。

それでは、来年度、６月議会後の新しい継続審査案件については、来年度の委員で検討いただくこととして、３月議会後の、閉会中の継続審査については、お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

（　町長挨拶　）

委員長　これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

（　午前１０時５９分　閉会　）